

令和 2 年度第 2 回  
朝霞市地域福祉計画推進委員会議事録

令和 2 年 1 0 月 2 7 日

福祉部 福祉相談課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和2年度第2回 朝霞市地域福祉計画推進委員会	
開 催 日 時	令和2年10月27日（火） 午前 9時30分から 午前11時30分まで	
開 催 場 所	朝霞市民会館（ゆめぱれす）会議室201	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月
	会議録の確認方法  委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 1人	

令和2年度第2回

朝霞市地域福祉計画推進委員会

令和2年10月27日(火)  
午前 9時30分から  
午前 11時30分まで  
朝霞市民会館(ゆめばれす)会議室201

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議 題

- (1) 第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画(素案)について
- (2) その他

---

出席委員(12人)

委 員 長	山 本 美 香
副 委 員 長	渡 邊 俊 夫
委 員	丸 山 晃
委 員	土 佐 隆 子
委 員	坂 本 惇
委 員	新 坂 康 夫
委 員	尾 池 富美子
委 員	横 田 暁 子
委 員	木 村 宏
委 員	渡 邊 孝 一
委 員	栗 原 美 紀
委 員	湯 越 伸 枝

---

欠席委員(6人)

委 員	深 津 廣 良
委 員	池 田 玉 季

委	員	浅	川	俊	夫
委	員	須	田	忠	夫
委	員	濱	野	公	成
委	員	坂	本	政	英

---

市事務局（5人）

事	務	局	福祉部長	三	田	光	明
事	務	局	福祉部参事兼福祉相談課長	佐	藤	元	樹
事	務	局	福祉相談課長補佐	西	田		恵
事	務	局	福祉相談課地域福祉係長	佐	藤		卓
事	務	局	福祉相談課地域福祉係主事	下	川	晃	秀

---

社会福祉協議会事務局（3人）

地域福祉推進課長	川	合	義	和
地域福祉推進課長補佐	秋	元	一	美
地域福祉推進課地域福祉推進係主任	川	村	信	吾

---

コンサルタント会社（1人）

有限責任監査法人トーマツ	折	本	敦	子	グレイス
--------------	---	---	---	---	------

## 資料一覧

- ・朝霞市地域福祉計画推進委員会 次第
- ・地域福祉計画推進委員会委員名簿
- ・資料1 第4章 施策の展開（案）

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### ◎1 開会

#### ○事務局・佐藤係長

皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、朝霞市地域福祉計画推進委員会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

福祉相談課の佐藤です。本日も、どうぞよろしくお願いたします。

まず初めに、資料の確認をお願いいたします。

皆様には事前に配付させていただきましたが、本日の「次第」と、資料1「第4章 施策の展開（案）」を配付させていただいております。よろしいでしょうか。

### ◎2 委員長あいさつ

#### ○事務局・佐藤係長

それでは、まず初めに、山本委員長からごあいさつをいただきたいと思います。

お願いいたします。

#### ○山本委員長

皆さん、こんにちは。

大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日は、すごい物々しい感染予防対策ということなのですが、きちんと対策を取っていただきましてありがとうございます。

今日は、第2回ということなのですが、今日一番メインの「第4章 施策の展開（案）」ということですので、かなり今日のところでしっかり意見を出していただかないと、次また変えましてなかなか難しいので、是非忌憚のない御意見をたくさん出していただければなと思っております。今日ちょっと人数少ないので残念なのですが、少数精鋭ということでお願いいたします。では、よろしくお願いたします。

#### ○事務局・佐藤係長

ありがとうございました。

続きまして、今回初めて御出席される委員の方もいらっしゃいますので、自己紹介をいただきたいと思っております。

朝霞地区シルバー人材センターの木村委員です。お願いいたします。

○木村委員

皆様、おはようございます。朝霞地区シルバー人材センター事務局長の木村宏と申します。

本年4月1日から朝霞地区シルバー人材センター事務局長ということで就任させていただきました。8月6日ですか、前回の第1回目のときですね、急きょ欠席ということで、今回、初めての参加となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局・佐藤係長

ありがとうございました。

それでは、本日の会議に入りたいと思います。

本日の会議でございますが、事前に、深津委員、池田委員、浅川委員、濱野委員、須田委員、坂本政英委員につきましては、事前に欠席の御連絡をいただいております。

本日の委員の皆様の出席状況ですが、委員18人中12人ですので、朝霞市地域福祉計画推進委員会条例第7条第2項の規定に基づきまして、会議が成立することを御報告いたします。

それでは、ここからは山本委員長に、議事の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○山本委員長

よろしく願いいたします。

本会議は、「市政の情報提供及び審議会等の会議の公開に関する指針」によりまして、原則公開となっております。

それでは、本日傍聴を希望されている方がいらっしゃれば、傍聴要領に基づいて傍聴を許可することといたしますが、傍聴希望者の方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局・佐藤係長

お一人いらっしゃいます。

○山本委員長

それでは、本日の傍聴希望者はお一人ということで、入っていただいて。

なお、会議の途中で傍聴希望者があった場合には、傍聴席の範囲内で入場していただきますので御了承いただきたいと思います。

◎3 議題 (1) 第4期朝霞市地域福祉計画・第4期朝霞市地域福祉活動計画(素案)について

○山本委員長

それでは、本日の議題に移りたいと思います。

議題(1)第4期朝霞市地域福祉計画・第4期地域福祉活動計画(素案)について、事務局から

御説明をお願いいたします。

○事務局・西田課長補佐

事務局から御説明申し上げます。福祉相談課、西田でございます。着座で失礼いたします。

まず、事前に郵送でお届けした資料1の中に、2点ほど現時点で訂正箇所がございますので、申し上げます。

14ページをお開きください。真ん中辺りにですね、「市の主な取組」の②「生活保護の適切な運営」となっておりますが、これを「生活保護の適正な運営」としてください。「切」という字ではなくて、「正」という字をお願いいたします。

もう1点です。38ページになります。やはり真ん中辺りにあります「目指す姿」の1行目、「防犯パトロールなど犯罪の」となっておりますが、こちらを「防犯パトロール等で犯罪の」としてください。ひらがなの「など」の部分を、漢字の「等で」にさせていただけますでしょうか。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の方の説明をさせていただきます。

前回、8月6日の推進委員会で御承認いただいた基本目標、施策の方向性に基きまして、本日は、施策の方向性に基づく市及び社協の取組等をまとめました第4章について、御意見を伺いたいと思っております。

2ページを開いていただけますでしょうか。

第4章の作りなんですけれども、まず基本目標につきましては、当該部分で説明をしております。基本目標が三つありますので、一つ目の「市民の暮らしを支える仕組みづくり」が2ページで、二つ目の「思いやりと支え合いの心づくり」が19ページで、三つ目の「安心して暮らしやすい地域づくり」は33ページに記載をしております。

それから、施策の方向性ごとに「現状と課題」、「アンケート等からの抜粋」、「目指す姿」を書き出しています。それにひも付く取組につきましては、各担当課から自課で行っている、又は行う予定としている取組について提出してもらったものを基に、「市の主な取組」、「市の指標・目標」、「社協の主な取組」、「社協の指標・目標」を記載して、最後に「地域でできること」として、市民、関係団体等として書き出し、この流れにのっとり方向性16まで作成しております。

○事務局・下川主事

それでは、方向性1から順に御説明申し上げます。

方向性1「地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり」については、例えば8050問題やダブルケアなど、単独課や単体の制度だけでは対応できない事案が増加していることから、多様な分野で横断的な支援体制を構築する必要があること、また、行政だけではなく、社協を始めとする社会

福祉団体や市内で活動する団体・関係者の協力が必要になることから、連携する体制づくりは欠かせないもので、市民アンケートや団体アンケートの結果からも協働・連携の必要性について高い関心があることが分かります。これらを基に目指す姿を記載のとおりとし、実現に向けての主な取組を3ページ、それから4ページのとおりとしております。

続いて、5ページの方向性2「相談支援体制の充実」については、国が提唱する「地域共生社会」の実現に向けて取り組むべき事項の一つとして、他機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等を通じた包括的な支援体制の整備が盛り込まれていることもあり、ここでの位置付けとなりました。今後は、複合化・複雑化する福祉ニーズに対応できるような包括的相談支援体制を検討する必要があり、また、その構築を目指して、主な取組を5、6、7ページのとおりとしています。

続いて、8ページの方向性3「保健医療・社会福祉サービスの充実」については、高齢者や障害のある人などの保健医療・社会福祉の支援を必要とする人が地域での生活が可能となるように、サービスを安心して適切に利用できるまちを目指して、主な取組を8、9、10ページのとおりとしています。

続いて、11ページの方向性4「権利擁護の推進」については、認知症高齢者や障害のある人が増加傾向にあるため、成年後見制度の普及や支援が必要であることや、高齢者を始め、障害のある人、子供が安心して地域で生活できるように、虐待への対応や支援を充実させていく必要があります。こういった自己の権利を表明することが困難な人たちの権利や尊厳を守ることができるまちを目指すために、主な取組を11、12ページに記載しております。

続きまして、14ページの方向性5「生活困窮者等への支援の充実」では、生活困窮者の自立を促進するために、様々な相談に応じた情報提供や助言、支援を行う必要があることから、生活に困窮する人が安心して自立に向けた支援が受けられるまちを目指し、主な取組を14、15ページのとおりとしております。

16ページの方向性6「地域住民の交流の促進」では、市民が地域でいきいきと暮らしていくために、子供から高齢者まで、世代間の交流ができる場が必要であることや、外国人市民と交流する機会も大切になります。住民同士が気軽に交流できる場が充実したまち、また、自ら交流を図れるまちを目指し、主な取組を16、17ページのとおりとしています。

続きまして、19ページの基本目標2「思いやりと支え合いの心づくり」については、地域福祉を推進していくに当たり、市民の参加を促すための情報提供や参加の機会の提供、地域で活動する団体等への活動支援、人材育成などの取組が必要であることや、高齢者や障害のある人など支援を必要とする人の把握や見守りが促進されるよう掲げています。

方向性7「地域福祉に関する理解と参加の促進」については、ボランティア活動や地域活動を活

性化するために、地域福祉への理解を深めるとともに、市民が参加できる機会を提供する必要があります。誰もが地域の一員である事を認識し、ボランティア活動等が促進されるまちを目指して、主な取組を19、20、21ページのとおりとしています。

続いて、22ページの方向性8「支え合い・助け合いの気持ちの醸成」については、子供から大人まで、幅広い層に対して福祉意識の向上のための取組を進めていく必要があります。身近な支え合い・助け合いができるまちを目指して、主な取組を22、23ページのとおりとしています。

24ページの方向性9「地域での見守りの充実」については、高齢者、障害のある人、子供、生活困窮者など、地域で暮らす全ての人が安心して生活できるように、地域の関係者による見守りや、活動に御協力いただける人材の育成、関係機関との連携が必要になります。みんなで見守り、助け合えるまちを目指し、主な取組を24、25ページのとおりとしています。

26ページの方向性10「情報共有・発信の充実」については、アンケートの結果からも「わかりやすい福祉情報の提供」が多く求められており、誰もが必要な福祉サービスの情報を手に入れられる環境づくりを検討していく必要があります。また、災害時などには支援が必要な人の情報を共有し、支援していけるまちを目指して、主な取組を26、27ページのとおりとしています。

29ページの方向性11「地域福祉を支える団体の活性化・人材の育成」について、アンケート結果からも地域における福祉活動の担い手について、担い手不足や高齢化が課題として出ています。活動の活性化や人材の確保・育成への支援が必要になることから、住民が身近な地域活動やボランティア活動等に参加し、地域福祉が充実するまちを目指し、主な取組を29、30、31ページのとおりとしています。

33ページの基本目標3「安心して暮らしやすい地域づくり」については、市民からの関心が高い防災や、防犯について位置付けています。防災及び防犯の対策や支援についての充実を掲げているほか、施設のバリアフリー化などが推進されるよう掲げています。

方向性12「施設等の整備・充実」については、障害者差別解消法の観点からも公共施設等のバリアフリー化を推進していく必要があることや、様々な世代が交流したり、地域に集まることができる活動スペースや拠点を整備する必要があることから、誰もが利用しやすい施設の充実を目指して、主な取組を33、34ページのとおりとしています。

35ページの方向性13「防災対策の充実」については、地域防災力の向上を図るために、自分の身は自分で守る「自助」、地域や近隣の人が互いに協力し合う「共助」の意識を醸成することや、迅速な対応が可能な体制を構築することが必要になります。災害時の「安全・安心」が確保できるよう日頃から地域で防災対策に取り組んでいくまちを目指すために、主な取組を35、36ページのとおりとしています。

38ページの方向性14「防犯対策・更生保護の推進」については、安心して日常生活を送れるように、地域ぐるみで住民を犯罪から守る取組や消費生活に関するトラブル防止のための取組が必要になることのほかに、犯罪をした者が再び罪を犯してしまわないように、社会復帰をするための支援と地域で受け入れる体制の構築が必要となります。地域で犯罪から守るとともに、防犯意識の高いまちを目指して、主な取組を38、39、40ページのとおりとしています。

41ページの方向性15「外出・移動の支援」については、市民の日常的な生活の基盤であり、社会参加を行う上で重要になります。また、公共交通の利便性向上のほか、様々なニーズに対応できるような移送サービスの検討が必要になります。全ての市民が気軽に外出できるよう、公共交通をはじめとする移動手段と安全な移動環境の確保ができるまちを目指して、主な取組を41、42ページのとおりとしています。

43ページの方向性16「住まいの確保等への支援」については、住宅を自力で確保することが難しい高齢者、低額所得者、障害のある人などの「住宅確保要配慮者」が安心して暮らせる住宅を確保できる環境づくりに向けて、住宅部局と福祉部局が連携して支援体制を構築していく必要があります。住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまちを目指し、主な取組を43、44ページのとおりとしています。

説明は、以上でございます。

○山本委員長

どうもありがとうございました。

それでは、どこからでも構わないので、どういう意味ですかとか、あるいは、こういうふうを書いてありますけれども、もう少しこういうふう考えた方がいいんじゃないですかということを御意見いただきたいのと。もっと対局に立って、こういうものが見えていないとかですね、そういう御意見でも構いません。どこからでも結構なんですが。

ホワイトボードに書きましようかね。

すみません。ちょっと最近書くのにこだわっているのです。

どうぞ。

○横田委員

20ページなんですけれども、ちょっと気が付いたことなので、じゃあ具体的にどうするのというところではないんですけれども。

20ページの「市の指標・目標」というのがあるんですけれども。ここで、ふれあいスポーツ大会の参加数とか市民活動支援ステーションの二つが書かれていますけれども、そこに生涯学習係というところが結構、家庭教育学級ですとか、市民講座ですとか、活発な活動をされているんですけ

れども、それがちょっとここにはないので、市の指標として、あるいは目標としてどうなのかなというのが気になったところです。

○山本委員長

もう1回おっしゃってください。ちょっとよく聴こえなかったのです。

○横田委員

20ページの「市の指標・目標」のところで、二つマスがありますよね。ふれあいスポーツ大会の下に市民活動支援ステーションというのがあるんですけども、そのところに、実際に今生涯学習係かな、今は。

○山本委員長

生涯学習係、一生涯の生涯ですか。

○横田委員

そうです。そのところが言葉が全然入ってなくて、そこは普段、小学生・中学生・幼稚園対象に、家庭教育学級というのを本当にやっているんですよね。年に1回冊子も出しているし、活発にやっているところなので、そこをちょっと、ここに何で載っかっていないのかなとちょっと不思議に思ったんですね。

この市民活動支援ステーションって、どちらかというとなPO法人の支援という形で関わっているところだと思うんですけども、生まれた時から亡くなるまでの生涯でトータルの学習をしているところが、生涯学習係だと思うんですけども、これも、ここに何で市の大事な指標のところにないのかなとちょっと思って。ちょっと私的には不思議に思ったんですけども。

○山本委員長

なるほど。

○横田委員

いきなり市民活動支援ステーションってなっちゃうというので、もうちょっと枠があっても。普段私も、この生涯学習係の方の講師を利用したりとかしていますので、これを大事なところかなと思って。

○山本委員長

なるほどね。ここで二つしか指標がなくて、むしろこの市民活動支援ステーションよりも生涯学習の方が重要なのではないかと。

○横田委員

どっちも大事なんですけどね。どちらかと言われたら。

○山本委員長

はい。

○横田委員

実際に、幼稚園から中学校の学校のPTAあるいは自主的な活動の中で、特に家庭教育学級というの長い間、そういう活動といいますか支援をしてくださっているのです。本当に、もう何十年以上もやっています。

そのほかに、市民企画講座。尾池委員のところの方もこの間私も参加してきましたけれども、本当に活発に各グループでやっているのです、これは年に1回発表もありますから、ここがちょっと抜けちゃうともったいないなど。

○湯越委員

多分それって、もう卒業したんですが、小学校のときの家庭教育というPTAの役員があったんですよ。家庭教と呼んでいたんですけど、そのことですよね。

だから、小学校にはPTAの役員として家庭教という役員まで作って講座をやったりとか、手づくりのものを作ったり。お母さんたちが精神的に楽しめる催し物、例えば造花を作ってみたいという気楽なものから、性教育とかの講座を受けたり、そういう難しいものまで、1年間にわたって何回か催しを行って、7、8年前までは、そういう講座を企画するPTAの役員とそういうスケジュールが行事としてありました。

○山本委員長

なるほど。そうすると、結構朝霞の中では重要な役割を。なるほど。

○横田委員

役割的にも大きいかなと思っています。

実際に、年に1回必ず全体の講演会もゆめばれすでやっているし、やはり位置付けとして大事ななど。生涯を通しての一番最初の部分の学びというところで、大事なことだと思っています。

○山本委員長

はい。ありがとうございます。

どうぞ。

○渡邊副委員長

多分、今の家庭教育学級の関係のところというのは、基本的にテーマを自分たちで決めるという。市が主導してやっている形ではないから、ここに載ってくるのは、基本的に市がこうすべきだよって言っているんで、講座を開いてくださいという形を行政として…やっているのは。テーマについて、福祉についてやってくださいという指示は行政の方から出ていないと思うんですよ。そうすると、ここには載りづらいのかなという。

学びのチャンスはこれだけではなくて、たくさん行政の方でサービスして、サービスというか企画。いろんな形はあると思うんですけども、特にこれは福祉の関係のことを必ず年間に入れなさいよとか、そういう指示が出せるんだったらいいんですけども、家庭教育学級の場合は、集まった方たちが相談してこれをやりましょうよって自分たちで自主的に、自主学習の学びの場だと思うんですよ。基本的に。やることについて特別指示されるんじゃないかと。市がやるということは、そういうことになってくるんじゃないかなと。

○横田委員

ただ、そうなんだけれども。

○渡邊副委員長

市の目標だから、市がこうやりなさいよって言わないとできないことをここに載せないといけない。将来的にはそういう形になってくるんじゃないかなと。要は、責任を持ってやりますよということと、両面、裏腹だと思うんですけども。

学びをやってくださいよという要望の方が行政の方から来る。それについて、テーマについては別ですよ。ということは、任意でやっているということなので、市がこうやりなさいよっていうところの部分だと、ちょっとニュアンス的に違っちゃうのかなと。

学びの場ってほかにたくさんあると思うので。いろんな部署でそういうのもやっていますので。出前講座もそうだし、いろんな形のものがあると思いますので、NPOがやっていることを市が支持するわけではないですよ。

○横田委員

でも、やっていますよね。

○渡邊副委員長

市民がやることですよ。ただ、市がやるということと、それとはまた違うことじゃないかなと思います。

○山本委員長

でも、すごい重要な御指摘なので、市のこの指標・目標ということで挙げなくても、それってすごく大事なもので、皆さん今おっしゃったように市民がずっと長年やってきたもので、これが地域福祉を進めていく上では重要だと言うんだったら、少し「地域でできること」の方とか、あとは別のところで必ず記載するというふうにしてもいいかなというふうに思っているんです。

実はですね、ちょっと先に私が言ってしまうといけないかなと思ったんですが、今日は4章だけなので、1章から3章をどう書かれるかというのは、次の委員会のことなんですけれども、この朝霞市で今までどういうふうな地域福祉というものを進めてきたのか、市民レベルの活動でどうい

ことがあったのかというのが、ちょっと見えないんですね。だから、市としてどういうことを大事にしてきて、何をしなければいけないのかということが、今までの積み重ねがちょっと見えないので、今おっしゃったことはとても大事なことなので、そういうものをこれからもちゃんと醸成していくんですよということは、触れていきたい。

これだとね、市と社協がやっていきますよ、ということだけのように見えるので。違うんですけどいうことは、ちゃんと書いておく必要はあると思います。

○渡邊副委員長

それから、ちょっと欄外にある「地域でできること」の表現をどうするか。参加するだけではなくて、その言葉の部分は、何と言っていいかは分からないんですけども、行動しないと駄目なような感じなんですね。すごく強制するというかな、そういうところのニュアンスをもうちょっと表現を何とかするといいいのかなという感じが。その辺のところは難しいんですけども。そんな感じがします。

そういういろいろなところで対応する、市がやるべきことと市民がやらなくちゃならないこと。当然存在しているわけですから、そういう部分の分かち合い、シェアっていうかな、そういうところの意識がまとまってくるといいなと思います。

○山本委員長

そうですね。市民としてやることという、今おっしゃったようなことは一つの事例としては良いと思います。

はい、どうぞ。

○尾池委員

関連で、いいですか。今のお話は、22ページの方向性8のところの「支え合い・助け合いの気持ちの醸成」の部分に生涯学習とかそういうところが出てきますので、そういうところに入れては。前のところに入れるよりは、今の話で、家庭教育学級ばかりではなく、そういう生涯学習・スポーツ課が担当する領域として、教育の分野でどんなふうな醸成をしているか。そこで入れてみれば、今は市民企画講座になっていますけれども、家庭教育学級、昔の婦人学級。女性学級。そして、朝霞独自で市民企画講座になりましたので、全国的には家庭教育学級と女性学級という二つなんですね。それが市民の活動で市民企画講座というものになっていったので、22ページの教育担当の部署が市民とどう連携しながら「助け合いの気持ちの醸成」をしていくかというところに入れていくのが一番いい場所だと思います。

○山本委員長

はい。ありがとうございます。

ここで入れるよりも、「支え合い・助け合いの気持ちの醸成」というのを市民がみんなで作っていくということの事例として入れてはどうかということですね。それがすごく大事だと思いますね。この辺は、私なんかは関わっていないので、是非そういう皆さん、朝霞で御活躍なさっている方たちなので、御意見いただければと思います。

どうぞ。

○湯越委員

19ページの方向性7「地域福祉に関する理解と参加の促進」に載っている「市の主な取組」の中の20ページ6番、「スポーツの振興 生涯学習・スポーツ課」というくくりになっちゃっているんですね。ここに、家庭教育学級も、もしかしたら。テーマがいろいろあって、市が講師を紹介してくれたりとか、そういう形で最初に家庭学級のPTAは市からこうしようという話に、私はやったことがないんですけど、なので、ここに、「スポーツの振興」だけではなくて、7番にそういう家庭学級の位置付けみたいなものも埋め込んでほしいかなと思いました。

○山本委員長

ありがとうございます。こういう家庭学級というのは、どこに入るかって多分いろいろな要素が混じっているんで、そこは皆さんから御意見を頂いたんで、ちょっと検討してください。どこかに入れていくということで。せっかく朝霞で培ってこられたものはとても大事だと思いますね。

ほかに、いかがでしょうか。どこでも結構です。もうちょっと書いた方がいいんじゃないのか、これどういう意味ですかとか、そういうので結構なんですけれども。

どうぞ。

○尾池委員

今のところと全然違うんですけども、4ページです。

「③コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置」とあるんですけど、それは第3期のを見ているとね、3期にも同じ文言で「配置を検討します」みたいなことがあるんですけど、でも第3期からもう何年もたっているんですけども、また次の何年かに向けて「配置を検討しています」とあるんですけども、第3期から今までなぜ配置ができなかったのかの要因、それを検討して、でも本当に必要があるならば、4期に対しては、「CSWの配置をします」と是非断言してほしいなと思っています。

○山本委員長

ありがとうございます。

これは、全国的にはCSWの配置をしているというのが普通になってきているので、もちろん、CSWというふうに言わないで地域担当でっていうふうに行っているところなんかもあるんです

ね。私も今、新宿で社協と一緒に仕事していますが、新宿社協はCSWと言っていません。ただ、地域割りで私はこの担当でやりますということで、ソーシャルワーカーが活動されているので、必ずしもCSWと言わなくてもいいと思うんですけども、その辺について何かお考えがあるんだったら教えていただきたいなと思います。

どうぞ。

○事務局・佐藤参事

福祉相談課長、佐藤です。お世話になります。

第3期では、おっしゃるとおりCSWの配置についての記載はしてございました。今回、第4期に向けましては、この方向性1のところでは、「重層的支援体制整備事業の検討」ということで、国の方からもそういった支援体制を求められているところ、そこでいろいろな相談支援、参加支援、地域づくり支援というところで、今後考えていかなければいけないというふうに思っています。

今、委員長が言ったように、市の方では生活支援コーディネーターというのが、今置いてございます。それは、地域包括ケアシステムの中で置いてございますので、そういったところで今、展開は図られておりますので、コミュニティソーシャルワーカーというよりは、生活支援コーディネーターを含めた重層的支援体制整備事業を今後やっていくというところで、市の方の取組には書いてございません。

尾池委員が御指摘したのは、ここは社協の取組のところではございまして、社協の方がコミュニティソーシャルワーカーを置くというところで、まだ置けると断言できないところがあるので、検討しますという記載になっているところを御理解いただければと思います。

○山本委員長

これは、予算が付かないということなんですかね。

○事務局・佐藤参事

そういった点も含めて今後検討していくんですが、恐らく社会福祉協議会でも、やはり地域の担当だとかそういった支援員を置きたいということは考えているところで、こういった記載をさせていただいておりますが、予算面も含めて、人材も含めてという点で考えていきたいというところなんです。

○山本委員長

なるほど。

これ、何たらコーディネーターとか、何ちゃらワーカーとかばかり出てきて何のことかってね、難しいところなんですけど。基本的にコミュニティソーシャルワーカーというのは、社会福祉協議会で設置されるというのが、ほとんど多いんですね。地域の様々な、多くは地域の担当があっ

て、私は何丁目から何丁目という担当があって、オールラウンドに大体対応します。つまり、子供しか支援しませんよとか、高齢者だけですよということではなくてオールラウンド、全ての対象にその地域の様々な相談事を取り上げながら、そして、その問題を中心にして地域を作るとというのが、このコミュニティソーシャルワーカーに求められている部分なんですね。

一方には、佐藤参事がおっしゃった、生活支援コーディネーターとかですね、介護保険の中で出てきた専門職なんですね。ですので、本当に高齢者を中心とした資源開発というのをやるのが専門になっております。専門的には、このCSW、コミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーターが共働して地域を作っていくというのが、今取り組まれていることなんですね。ですので、そういう意味では、ちょっと後塵を拝してしまうという感じはします。

ですので、別に置かなくてもね、担当がしっかりやっつけらっしゃればいいことはいいんですけども、なぜ、コミュニティソーシャルワーカーがいないかということについては、ではどうやって地域を作っていくのかということについては、しっかり市民としてですね、見ていく必要があるかなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

これは、社協さんの方に聴いたらいいですかね。担当制とかいうのは、持っていらっしゃるんでしょうかね。

#### ○社会福祉協議会事務局・川合課長

社会福祉協議会の川合と申します。よろしくお願ひいたします。

コミュニティソーシャルワーカーという名前では、今朝霞の社会福祉協議会では現に配置はされていないということはあるんですけども、ただ、委員長がおっしゃったようなCSW的な動きというのは、実際に地域福祉担当の職員で行っております。

前のホワイトボードにも書いていただいておりますけれども、生活支援コーディネーターと行動しながら、毎月いろんな情報交換だったりとか、地域の対応を確認しながら、こんな支援ができるんだというのが、実際に今までもやってきておりますので、名称としてはCSWということでは置かれてはいませんが、第3期の活動計画を通途中で職員が地域に入っていくながら、そういった活動はしているかなというふうに自負はしております。

ただ、やはりきちんと名称を基にした役割というのを内部にもしっかり置いて、そういった業務を進めていくというのが、責任の所在というところもあるかと思うんですけども、そういった部分をちゃんと明確にして進めていきたいということで、このCSWの配置というところで書かせていただいております。

#### ○山本委員長

そうしたら、CSWの配置っていうことを検討するというのをこのまま置いといて、でも、こう

いうふうにしていますよというふうに書いた方がいいかもしれないですね。

何となく、もったいないですもの。せっかくやっつけらっしゃるのに、いつまでも検討、検討で、ずっと検討なんですかというふうに見えるので、今やっつけらっしゃることを少し、今までこうやってますけど、検討しますという方がいいかなと思います。

ほかに、いかがでしょうか。今のような御指摘で結構です。

土佐委員、いかがでしょうか。

#### ○土佐委員

土佐です。よろしくお願いします。

最近、生活支援コーディネーターという、やりましたという話を伺ったんですね。民生委員の立場から言いますと、高齢者とかそういう方たち対象なのかなと。でも、今伺っていると幅広いですよ。なので、今度詳しく話を。それも包括支援センターの方から伺ったんですね。そうしますと、ますます対応的には大変。そういう中で私たちと情報交換、月2回ぐらいサロンをやっています、そこに包括の方たちが必ず見えるんですよ。そういうときにいろいろと情報交換をしていますので、そういうところでお話とか、あるいは先ほどおっしゃっていた地域ケア会議などに参加したりとか、これからどういうふうこれが発展していくのか、もっと詳しいお話を今度伺ってみたいと思っています。

#### ○山本委員長

是非、そうやって育てていただければと思います。

生活支援コーディネーターですね、包括が担当している場合もあるし、社協にいらっしゃる場合もあるんですよ、非常にややこしいんですけども。

私、東京都の研修講師をやっておりますが、東京都の場合は、ちょっと社協の方が多いですかね、包括ではなくて。だから余計にこっちとどう違うんですかということが、訳が分からないんですけれども、基本的には生活支援コーディネーターは、高齢者の担当という形にはなっているかと思っています。

これはもう、専門家がいらっしゃるじゃないですか。ごめんなさい。新坂委員、どうでしょう。すみません、私がしゃべることじゃなかった。

#### ○新坂委員

実は私、生活支援コーディネーターをやっています、つつじの郷では、生活支援コーディネーターをやっています。日本語で言えば支え合い委員みたいな、地域のつながりを作るというのが一番の仕事なのかなと。包括にいますので、高齢者というほどには特化してしまうかとは思いますが、ただ、高齢者に限らずとか多世代でつながりを持てるような取組ということも、や

はり必要だとは考えますので、包括発信というか高齢者発信というところでも、必要なものなのかなとは感じています。

今、コロナの状況ではありますので、なかなか集いの場所というものも再開できていないところもまだまだ多いので、つながりを持つというところには、まだまだ時間が掛かってはいるんですけども、少しずつ再開できているところも増えてきていて、参加される皆さんも本当にいい笑顔というか顔を合わせて、ああよかったねなんていうこととお話いただいたりということが多く見られていますので、やはりそこにつながりを持つというところの大切さというところをこれから、コロナと共存しながらどう作っていくのかというの、やはりコーディネーターとしての役目でもあるかなとは思うんですけども。

今、いろいろやっている感じだと、オンラインでつながりを持ってないとかそんな話も、やはりコーディネーターの集まりでも話が出ていますので。一つは、公共施設とかにW i - F i の環境を作るとか、そういったものなんかもあれば、もう少しオンラインを活発にやっていけるようなものも出てくるのかな。そこで、コロナが心配で参加できない方でもオンラインをつないで、つながりを持つような仕組みとか、公共施設をまず中心にやっていくことがもしできるのであれば、そういうものも情報発信としても大事な面ですし、コロナになってから、市役所のホームページを見ますと体操とか運動の画像とか映像も発信しているわけですね。そういう情報は、多分分かっている方もいますし、分かっているけどどうやっていいか分からないとか、映像を発信しているのに見方が分からないとか。多分本当にいいものが発信されていますので、とてももったいない感じがあるので、そういう情報発信をどういうふうにして、高齢者の皆さんに伝わっていくのか。それを伝えていくのも包括の役目だとは思うんですけども、うまくそこをこれからの時代、オンラインを活用するという仕組みも、もう少し何かの形でやっていけるといいかなとは思っています。

あと一つ、権利擁護の話なんですけれども、推進していこうという話はとてもあって、包括という立場上、権利擁護はとても話は出てくると思うので、せっかく成年後見人なども推進していくということであれば、何か総括してやれるような。センターを作るとか、そんなようなものなんかもあると充実していくのかなとか。今すぐじゃなくても、今後の課題として、ここに相談すればというのが、今、包括に相談するということが多いいんですけども、そこを一括して相談できるような仕組みを作っていくと。

○山本委員長

権利擁護のことは一つじゃなくて、一つ統括できるようなセンターの相談体制といますか、感じですかね。

○新坂委員

今、多分そんなに相談件数が多くないのかもしれないので、具体的にまだそういうものを作るといのは、後の話なのかもしれないですけども。これから朝霞市も高齢化がどんどん進んでいく中で、権利擁護、成年後見というものについては、どうしても切り離せない問題だと思いますので、それを一括して何か形にできるものがあるのかなと思います。

以上です。

○山本委員長

ありがとうございます。

今は、社協で受けたり、市役所で受けたりというふうに分かれちゃっているんですね。やっぱり一括した方がいいというのは、共有のことですか。バラバラでやるよりは、結集した方がいいということですか。

○新坂委員

そうですね。他市なんかを見ますと、今、市民後見とか法人後見とか、そういうものも始まりつつありますし、そういうものも充実していることも考えると、市にも相談できる、包括にも相談できるという、窓口がたくさんあるのはいいことだと思うんですけども、一括してできるような体制というものを、今後、市民後見とか法人後見とか、そういうものなんかも充実させていく、推進していくということであれば、何か一括できるような体制というものが、次の計画なのかもしれないですけども。そういうものも今後検討していただくといいのかなと思います。

○山本委員長

そうですね。今単身世帯が増えて身寄りがいないとか、緊急連絡先もなくてどうしたらいいかわからないとか、そういう人たちが増えていくことを考えると、恐らく権利擁護とか後見ということなんかも、きっとニーズとしては非常に高くなってくと予測されますよね。

はい、どうぞ。お願いします。

○横田委員

権利擁護と後見人の話なんですけども。

実際に近隣では、志木市がもう既にやっていますね。全国的にもそれをどんどん今広げていくという話になって、進んでいっていると思います。実際に、朝霞にもそういう話があるような、動きがあるような話も、センターを作るとい部分、ちょっと伺ってはいますけれども。やっぱりこれから本当に大事なところですし、市民としたら、どこに行けば、どうやってそれを申請して、あるいは裁判所の方に申立てをして、その辺から全く分からないので、どういう人が対象になって、どこが駄目なのかとか、どうすればできるのかとか、やっぱりいろいろ家族も遠方にいたり心配事は多いと思いますので、その辺がこれから大きな取組になるのかなと思います。

社協の方にも書いてありましたけれども、かなり市民後見人というのは大変ですね。とてもじゃないけど、ものすごい責任もありますし、講座を一、二回やったからできるものでもありませんし、その後のフォローもものすごく大変です。それは、今後の方向性としては権利擁護の部分で万が一の場合に、ここに相談に行けば自分の親、あるいは障害を持った自分の子供が将来どうなっていくのかという心配する親の世代、心配なときありますよね。親は先に亡くなってしまいますけれども、親亡き後にこの子はどうなるんだろうかという意味で、やっぱり権利擁護のところは大きな取組になりますので、そこはちょっとクローズアップしたような施策が大事なかなとは思っています。

○山本委員長

ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

いかがでしょうか。

栗原委員、いかがでしょうか。

○栗原委員

あんまり普段、地域福祉に関わることがないから、こういうふうに出されるとすごいですねという感じで、何が足りないのか。

○山本委員長

全部やっているような感じで。

○栗原委員

上の方がやってくれるというのが分かった上で、どういうふうに市民が関わっているのかというのをもうちょっと、こういうことをやります、やりますじゃなくてそういう関わりみたいなものも一緒にどこかに書いておいていただけると、より親近感が湧くというかですね、そういうふうに思います。

○山本委員長

そうですね。

関わられるのかということをもう少し書いた方がよくなって、そのためには今こういうものがあるんだということもちょっと書いた方がいいなと私はいつも思っているんですよね。第3期までは、写真とかコラムでこういう活動を今やっていますよという感じで載せてくださっていました。もっとこのこれまでやってきた朝霞の、特性とか強みとか継続してきた、さっきおっしゃった家庭教育学級ですね。こういうものがあるからこそ、もっとそこを強く打ち出すとか、そこから派生してもっとこういうものを行った方がいいとかいうものを、地域福祉計画、活動計画の中に書き込めれば、すごくオリジナリティがあるものができていくかなという感じがするんですね。

そうしたら、いろいろな人に読んでもらえるかと思うんですよ。なんか、ああ作ったんですね、はいというだけじゃなくて。もっとこういうもの、私の地域ってこういうところだったんだと思ってもらえるというか。

公募委員の渡邊さん、いかがでしょうか。全体を通した感想でも結構です。

○渡邊委員

これ、頂いてから読むのにすごい苦勞したんですね。用語が分からない部分がいっぱいあるし。とても読みこなすのに正直苦勞しております。

○山本委員長

あれですかね、やってくれてるんだなという感じになっちゃうんですかね。自分のことというか、自分たちがこうしようという感じではなくて、市とか社協でやってくれているんだなという、そんな感じなんですかね。

ちょっと栗原委員が上の方でおっしゃっていたので。

○委員

大体同じような感想です。

○山本委員長

やっぱり、そうではなくて。地域福祉計画、活動計画、もちろん市はどうか社協はどうするということは非常に大事なんですけれども、やっぱり朝霞市の人たちがそれにどうコミットし、自分たちはどうしたいと思って地域を作っていくかというのがないと、先ほどからお話が出ているように、親亡き後どうするかとか、これから身寄りがない人たちがもっと増えるとか、一人暮らしはどうするんだということとか。このコロナの中で作れるというのは、本当有り難い状況なので、100パーセントのものはできなくても、頑張れるところまでこの計画を作っていけたらなというふうに思っています。

そういう意味では、御指摘があった、私たちとしてはとか、市民としてはそこにどうコミットするということのをもうちょっと書き込まれると、自分のこととして考えていただけるかなというのは思っています。

丸山委員、いかがでしょうか。

○丸山委員

丸山です。

殊に難しい用語がたくさん出ているので、その部分はまた別途解説とか用語の説明が必要だろうと思ったのと。例えば知的障害を持つ人とか若い人たちでも分かりやすい、一応市民の一人なので、分かりやすい工夫。それは本編ではなく分かりやすい版というのが、障害者向けには、障害者

用が作られるんですけど、そういう工夫も必要だなと聴きながら一方で思いました。

その一方で、全体を通してさっき委員長も副委員長もおっしゃっていたんですけど、朝霞市で現状どうなのか、何がやれているんだろうというのはもう少し説明があると。今は「現状と課題」という部分の説明は一応あるんですけど、こういう現状があつてこういう整備やサービスがあるんだけれど、今後、行政の方としてはこれが課題で、市民としてはこういうことが課題ですよ、じゃあこれをやりませんかという、そういう投げ掛けみたいなものがあれば分かりやすいなというのは、ちょっと一点ありました。

それから、3ページのところの「市の主な取組」の一番上に、「重層的支援体制整備事業」、まずこの言葉が分からない。結構これすごい重要な用語で、今国が進めようとしている地域共生社会という方向性の大切なキーワードではあるんですけど。

ここに検討して掲げていながら、下の地域包括ケアシステムは、世帯の対象は超えてなくて高齢者だけだったりとか、実は一番目の重層的支援体制整備事業にしても、方向性1というのが地域共生社会という文言が出てきます。これって、要は世帯とか対象とか全然超えちゃうんですよ。高齢とか障害とか子供とかいう枠ではないですよという意味合いで、そういう意味では、そこに向けてももっともって市民は何ができるんだろうといったときに、重層的支援体制整備事業という難しい用語ならば、例えば居場所というのがあって、居場所の中では例えば子供食堂であったりとか、それから一般の、子供に限らず青少年とか高齢者向けの。居場所という意味合いで含めた、そういう施策をどこかにこう。これ、検討と書いてあるからこれから検討すると思うんですけど、何か仕掛けがあるといいなというのも思いました。

それから、もう一点その重層的支援体制整備事業という難しい言葉の中でもう一個いくと、ここにアウトリーチという言葉が。アウトリーチって相談に来てくださいじゃなくて、相談が必要な市民を見つけに行くという意味合いなんですけど、その見つけに行くということを考えると、実は5ページの「相談支援体制の充実」という方向性の2のところは、どんどん相談に来てくださいという姿に見えて。そして、7ページの「地域でできること」の「市民」のところ、「困りごとがあれば市や社協に連絡する。」って要は、アウトリーチという困っている人なので、相談しづらい人を見つけるんじゃないかと、本人来なさいと。来ないお前が悪いみたいにとられてしまって、各9項目の相談のところも全部、困ったら来なさいというふうに見えるので、そこに行きにくい人たちをどうするのというのが、とても見えるといいなと思います。

もちろん、その部分を民生委員とかいろいろな人が見つけるというか発見してつなぐとか、相談のこの九つバラバラ、高齢、障害、子供、女性ってバラバラに縦割りになっているところを、ここにつなげるために福祉相談課が平成30年にできたはずで、その部分がちょっと伝わりにくいな

と。5ページの1行目に「市では、平成30年に福祉相談課を設置し、」と出てくるんだけど、何でできたのという部分が少し弱いのかなと思ったところです。

それから、もう一つだけついでに言うと、3ページの「市の指標・目標」で、「生活困窮に関する相談件数」が出てくるんですけど、これ15ページのところ、方向性5の「生活困窮者等への支援の充実」と同じものが実は、15ページの一番冒頭に出て来るので。生活困窮の件数、もちろん3ページの後ろや15ページにも生活困窮者の支援というのは両方出て来るので、大事だとは思いますが、重複するなら別の目標を立てた方がいい、もったいないなと思った次第です。

以上です。

#### ○山本委員長

ありがとうございました。

気が付きませんでした。ここは。大変重要な御指摘をいただいたかと思います。

この重層的支援体制整備事業というのは聴き慣れない事業なんですけれども、地域共生社会を作っていくということを目指したものになっています。

おっしゃったようにね、窓口を作るとかですね、居場所を作っていくとかアウトリーチがっていうのを分けるとそういうようなことなんでしょうかというように、地域のつながりを作るとかね。ただ単に総合窓口を作りますということだけじゃない部分というのは、あると思います。

今言ったように、アウトリーチというのがですね、これは今おっしゃったんですけども、専門職が自分から手を差し伸べて、困っていませんかとアプローチを掛けることをアウトリーチというふうに呼んでおります。一般的に福祉は申請主義と言われて、自分からすみません、私困っているので助けてくださいと行かないと助けてもらえないというのが、制度的にはですね。だけど、そうではなくて、地域の中で困っていても言い出せない人って多分たくさんいらっしゃいます。あるいは、言い出す判断能力がない認知症のお年寄りとかですね。そういう人たちに、こちらから手を伸ばしていくというのがアウトリーチという言い方で。これがですね、CSWの一つの役割でもあるというふうに言われているわけですね。

地域で担当で、民生委員とかいろいろな人たち、見守り推進委員とかそういう人たちが地域でアウトリーチを仕掛けていくというようなことなんか言われていますね。それが地域を作っていくという。プライバシーはもちろん守らなきゃいけないんですけども、何が何でもというわけではないんですけど、放っておかないということを今、多くの地域ではトライしているという。100パーセントではないですけど、トライしているということですね。

坂本委員、いかがでしょうか。

#### ○坂本委員

地域福祉とかなり前から言われていて、実際にうちなんかでは視覚障害の人に限定しているんですけど、地域福祉ってすごい大変で、口では簡単に言えちゃうんですけど、その人の毎日毎日の生活の本当に一つ一つまでやらなくちゃいけないし、熱が出れば医者へ行きましょうとか、本当にもうすごい大変で。でも、それに伴うような収入もないし、ほとんどがボランティアでやっているということで、結局人の配置がすごく大変で、少ない人数ですと一人一人にすごい負担が掛かって、それこそ近所の人だと夜中まで引っ張り出されたりとかしちゃうし。でも、そういうものに対しての保障というのがないので、地域福祉ってここに書かれている資料なんか見ていると、本当にそういうのができればいいなと思っているんですね。ただし、そこには、やっぱりそれなりの現実的にはお金も絡んでこないと動く人もいないというのがあって。

簡単に地域福祉と言いますがけれども、実際に動き始めるといい加減、嫌になること、やめたいなと思うこと、大変さというのが出てきて、ここに書かれているようなことが現実的にできれば理想なのかなと思っていますけどね。

だから、例えば食事を作れない高齢の人なんかいけば、やっぱり食事をどうしようから始めなくちゃいけないし。それで、今はそういう配食のいろいろな会社なんかもあるから、まだいいんですけど、そういう食生活から、生活から、連絡がないとどうしたんだろうということから、もしかしたら亡くなっちゃっているのかなという、極端に言うとな。そこまであれしちゃうと本当に大変で、だから近所に見守ってくれる人を頼んだりとかしたりしながら、それで連絡をもらったりしながら、とにかく地域で生きるというのは。だから、一番簡単なのは、施設へ入れちゃえば一番簡単なんですけどね。でも、それをやっちゃったら、果たして人としてどうなんだろうというのが基本的にあって。そうではなくて、やっぱり自分で生きていくためには、それなりにすごい。だから、もう理屈じゃないんですよ。理屈で動いていたら何もできないので、理屈じゃなくて、もう現実的にはその場その場で。ですから、お風呂だって大丈夫かなあとか、お風呂場で転んでないかなとかね。そういうところまでやっぱりあれしちゃうと、24時間365日。

一人の人ならいいんですけど、それが何人かの、十何人とかもっと多くいることはいるんですけど、今うちで抱えている人は十何人なんですけれど、20人弱なんですけど、でもそれでもすごく大変で。老人ホームを探してあげたりとか、それでそこに入ってくればいいんですけど、やはり地域で生きるということは、そういうことではなくて、やっぱり一人でもいいから生きていくと。そういうのがやっぱり基本的には大事なので。

ただ、それを支えていくというのはすごく大変なので、いろいろなここに書かれているようなことは、確かにそうなんですけれども、そういう問題、つまり理屈ではないんだよということをやったり行政の人にも知ってほしいなというところがあって。果たして、これから高齢化してきた場合

に、人数が多くなって若い人は大変だなと思いますけどね。だから、理屈ではなくても実際に、毎日毎日生きていかななくちゃいけないので、それを支えていくというのは、理屈じゃないですよ。と思います。取り留めのない話ですけども、以上です。

○山本委員長

ありがとうございました。

今、坂本委員がおっしゃってくださったことというのは、ここに書かせていただいたんですけど、一人一人の生活を支援する地域づくりが大事ということなんじゃないかなと。個別支援という言い方をすると思うんですけど、その人を支えていくためには、確におっしゃるとおり、一人一人を支えるってものすごいやっぱり大変なことですよ。いろんなものが要で。

そのときに考えたときに、やっぱり三段階あって、大きくは制度、政策というものがあって、ちゃんといろいろなその制度や守られるべきものというのが大枠であって、その後に様々なこの地域の中で展開されるような事業や活動やサービスというのが提供されている。これは、必ずしも行政だけでなく民間の活動も全て含めてです。そして、市民レベルでのその支え合いというようなものが考えられていく必要が。この三つのレベルで一人一人を支えていくというふうにやらないと、どこかだけではもう全然できないという状況に今あると思うんですね。

今、この地域福祉計画活動計画は、この三つの段階で考えていこうということになっていますので、どれが抜けてもやっぱり駄目なんだろうと思うんです。

今まで、さっきから皆さんがおっしゃってくださっているのは、今ここに書かれているのは、この制度、政策の部分と事業や活動、サービスの部分はこうしますよというのは書かれているんだけど、じゃあそれが今までどの程度できていたのか、そして市民としての支え合いの部分はどうだったのかというのがよく見えないので、どこまで今私たちはたどり着けていて、そこから先どうしようかというのがちょっとまだ見えないので、そこを書き込んでいけるといいですねというお話のような気がします。

ですので、これ駄目だと言っているわけではなくて、もうちょっと全体が見えるような見取り図と言いますかね、全体の見取り図が、今ここまで来ているので、あともうちょっとこういうところなんですよというのが見えるような図が描けるといいなと思いました。

ごめんなさい、木村委員。いきなり来て、何だか分からないこともお有りかと思うんですけど、是非忌憚のない御意見をお聞かせください。

○木村委員

私の方から、ちょっと目標値というのが、令和7年度の。数々あるんですけども、ちょっとその中で確認の意味も込めてなんですけど、まず5ページ、6ページにかけて「相談支援体制の充実」

で、「市の指標・目標」が「福祉の総合相談件数」。これは、令和7年度に1,400件に伸ばすという形で。これは、いろいろな部署でいろいろな相談がありますし、ここに書かれているとおり、包括的な相談支援体制の検討するというようなことで今、増やしているというようなことがありますね。これは、何となく分かりますけども、もう一つなんですけど、これは14ページ、15ページにかけてなんですけど、こちらの「生活困窮者等への支援の充実」というところで、「現状と課題」の最後に「今後も、生活困窮者等の自立を促すために、効果的な取り組みを推進します。」という書き方になりまして、右の15ページの「市の指標・目標」、「生活困窮に関する相談件数」、これも若干ではありますが、増やしているんですね。逆にここで言うと、要は効果的な取組、自立を促すために取り組んでいくという部分からして、目標値は令和7年度を逆に減らしてもいいのではないかと。

○山本委員長

ああ、なるほど。

○木村委員

という、これは私がちょっと読ませていただいたの思った件なんですけどね。これは、ちょっと考え方といいますかね、この辺の数値の。そこも込めて、一度お聴きできればと思いました。

○山本委員長

そうですね。自立を支援して行ってやっていけば、生活で困るといふ人が本当は減っていかなくちゃいけないということなんですよね。

これは、増やしているというか、困っている人を増やしているということではなくて、どういふふうに解釈したらいいのでしょうか。

○事務局・佐藤参事

福祉の総合相談件数と、生活困窮に関する相談件数ということで。市役所の方でまず相談に見える、他愛のないお話でも相談でも、そういう方は全部「相談」という形で受けてございますので、総合相談の件数は増えていると。その中で、ちょっと生活に困っているんだというようなキーワードが出てくると、生活困窮の相談でいろいろな方が今いらっしゃっていてですね、そういった部類でカウントしてございます。

福祉相談課を作って、生活困窮の相談も始めたところでございます。窓口の周知も含めて、今後どんどんそういった御相談に対応していきたいという思いも込めて増やしているような状況でございます。

ただ、大幅に上げるというのは、おっしゃるとおりミスリードもございますので、そういった意味ではなく、増加ということはやってございますが、今後そういったところも含めてどんどん相談

対応していきたいというような思いが込もってございます。

以上です。

○山本委員長

ありがとうございます。

そうですね。今、こんな相談しちゃいけないかなというようなことで遠慮されている方もあり、先ほど相談に行けないというような人たちもいるという話もしましたので、もちろん自立を促す支援をする一方で、そういう相談もしやすいような窓口の在り方というのを作っていきますという意味だろうと思います。若干だけ増えているということですので。

ほかに、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○渡邊副委員長

35ページの避難行動要支援者支援制度というか。困ったときに普段の付き合い方が全て出て来るということが要約されるんじゃないかなと思うんですけども。

リストはできているんですけども、今、個人情報の絡みでいろいろそういうものを広範に扱えない。そうすると、隣近所、関係性を持っていないと、いざというときになかなかできないですよ。そういうのをどういうふうな指針でやっていったらいいのかなというのが、すごくこう、支え合いの部分です。その辺のところを、多分サービスとかそういうのがある程度できていっても、心の問題とかそういうのは、コロナの状況で皆さん、いろいろな人と会わなくなったりとか、何となく皆さん、社会的に怒りっぽくなっちゃったとか、そういう部分というのは、やっぱり支え合いというか安心感、地域に住むことによる。そのところをこの地域福祉計画の一番大事なところはそこだと思うんですけども。

防災という言葉が一番究極の部分だとは思いますが、その辺も、市がこういうのをやっているぞじゃなくて、市民として何か表現できる方法がこの全体を通してね、表現できると有り難いな。作っている意味が、両方でキャッチボールできるような関係がないとやっぱり、地域もそうですし、同じように。その辺のことが今、坂本委員からもさっきお話があったところもね、その辺の部分のことだと思うんですけども。そういうところをどうやって表現して、その辺のところ、脈々と朝霞市民はみんなそういうふうな思いをちょっとずつ持っているよみたいな施策になっていくと、施策というか特段やることではなくて、住んでいる人たちが意識するという、防災の準備という意味で、やっぱりそういうことだし、暮らし自体もいざどうなるんだろうなという。みんな、必ず歳を取っていくし、1回は人生を辞めなきゃいけないときが来るので、その辺のことを前提にやっぱりみんな暮らしているわけなんでね。そういうところを何かうまく表現できると有り難い

な。やってるぞ、やってるぞというだけではない、メインはそこだと思っうんですね。心地良い朝霞市というところを、何か計画の中に表現できると。すごく難しい部分だと思っうんですが、そんな感じがすごくします。

○山本委員長

ありがとうございます。

実は、第2期から推進委員会の中で「防災」ということが私たちのこの委員会のテーマとしてずっとやってきたんですよ。その防災ということで、実はコロナで流れちゃったんですけど、うちの学生たちにいろいろ取材に行ってもらって、こういうふうな防災対策をやったらどうかとか、こんなふうなことを取り組んだらどうかというのをリーフレットを作ろうとかかね、いろいろしたんですけれども。それがまだ、本当にコロナでそういうことが出来なくなっているという状況が生まれているわけです。

ただし、やっぱりここにも、「地域のつながりが必要と感じる時はどのような時か」では、「災害が起こったとき」ということで、多くの方が消防とかね、そういうものだけでは駄目で、地域のつながりが必要だという認識はあるんだけど、では具体的にはどうしたらいいんですかというのは、分からない。防災訓練にも参加しないということの中でどうしていくかというのをね。本当にこれ、今考えないでどうするのかなというところには来ているんですよ。

これ、今おっしゃったけども、市民レベルでどうするかというのを考えたいですよ。

○渡邊副委員長

そこら辺をすごくね、表現してほしいんですけど。

○山本委員長

そうなんですよ。

どうぞ。

○横田委員

今のは大事なお話で、私もずっとこのことを気になっていたところなんですけれども。

昨日、地域包括支援センターの第1圏域の方で、第2層協議体というところの話し合いがありまして、提案したんですけれども、サロン・おたっしゃくらぶというところで、そこには田島地区、内間木地区、それから浜崎地区、朝志ヶ丘地区、宮戸地区というところで、あと、北原とか西原があるんですけれども、その地域を市民レベルで1回歩いて、どんな社会資源があって、どこの道のルートを行けば避難場所までたどり着けるかということ、1個ずつ潰していこうねという提案をしました。

○山本委員長

そうですか。

○横田委員

それは、市民レベルでできること。せっかく第2層協議体というのがあるんですけども、もう2年近くになりますが、具体的に全然、話し合いだけで行動になかなかまだ移せない部分もありますので、もういよいよこの辺で防災について、防災プラス健康のウォーキングを兼ねて。ウォーキングするんだけど、防災の意識も高めようというところで、11月30日にその件を具体的に話し合いましょうということに今なっています。

○山本委員長

すごくいいアイデアですね。

○横田委員

そうなんです。例えば、宮戸の宮戸市民センターがありますけれども、三丁目が川に近いところなんです、そこには路地があったり、曲がり角があったり、坂があったり、障害物があったりするんで、何かあったときにこのルートを通っていったらいいねということを見つけて、資源も見つけながら、歩きにくいところも見つけながら、ちょっと健康も兼ねながら、第1圏域の第2層協議体でやってみようというふうに提案したところなんです。昨日です。それは。

具体的にこれだったらみんなのできるかな、それはもちろん、田島地区全体ですよ。第2層協議体全員でそれぞれの地域に出向いて行って、地域を知って、その地域の特性とか特質みたいなものも知って、そうすると、地域ってこんないい所があったんだということが、具体的に分かってくるというふうに思いました。

それを聴いていた、初めて参加した東京から引っ越しして来た方が、朝霞は何ていいところなんだろうと。空が広くてなんて素晴らしいだろう、黒目川といういいものもあるし、たくさん施設もあるし。ただ、どこに相談に行ったらいいか分からなくて、最初、長寿はつらつ課に行ったら、なかなか具体的な方向性が見い出せず、あと2か所回ってやっとここまでたどり着きましたとおっしゃっていたので、正に分かりやすい相談体制がね、必要なというのを、お話を聴きながら、初めて来た人も見て、自分の考えがこうだから、あそこに行こうっていうことが分かるような整理できた相談体制もいいかなと。でも、そこに来てくれた方は、とっても我々もうれしかったので、皆大歓迎していましたけれども、やっぱりその方は65歳でした。定年を終わって、これから地域で活動したいという人だったので、絶対離すもんかという。そのようなことがあったので、ちょっと今御報告させていただきます。

○山本委員長

とてもいい話をありがとうございます。

これまで私たちも、防災の体制作りこそが地域のつながりを作っていくということで、これまでずっと推進委員会の中でもお話をさせていただきました。ですので、是非そういう、居場所作りとさつき丸山委員がおっしゃったようなことも含めてですね、その中で防災にもつながるような、地域を歩いてみようという具体的な提案が出たというのは、すごいですよね。それも市民の方から出たというのがすごいなというふうに思います。それが防災ということもあるし、人がつながるといいうのもあるし、居場所作りにもつながるし、そして地域を知ることにつながるといいうね、非常にいろいろな目的、意味を持った行動じゃないかなというふうに思います。

まだこれからなんですかね。

○横田委員

はい。これから具体的に、やりましょうということになりました。

○山本委員長

でも、そういう案が出ましたよということを書いていってもいいんじゃないですかね。まだこれからでも。

○横田委員

すごい案ですよ。

○山本委員長

と思います。なかなかそういう提案というのは出ないので。第2層協議体もね、何をしたらいいのか分からないところですよ。

ありがとうございます。

やっぱりすごいですね。皆さんからいっぱい意見が出て、いろいろなことを書かなければいけないというところなんですけど。

これ、すみません。1章から3章には朝霞市の地域特性だとかそういったものというものは、書かれる予定なんですかね。

○事務局・佐藤参事

第3期の計画と同様な形で進めたいとは思ってございまして、1章は計画の経緯だとか、期間だとか位置付け、あとは国の動向だとかそういったものをまとめる予定でございまして。

2章は、アンケートなど、いろいろなヒアリング調査もさせていただきましたので、その取りまとめたものを載せる予定です。

3章は、基本理念。今回、第3期の基本理念、「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」。これを再度このまま使っていきたいということでお話しさせていただいておりますので、その基本理念など。また、柱を三つ作ってございまして、そういった内容のものを載せる。あと、こ

れまで圏域のお話もさせていただきました。実際のところは、圏域が確定はできませんでしたが、その圏域の考え方を載せたいというふうに考えてございます。

あと、市の方のSDGs、1章のところ少し記載をさせていただきたいというふうに考えてございまして、そういった予定でおります。

あと、足して言わせていただきますと、各団体の活動だとか、そういったコラムはですね、また第3期に引き続いて載せたいと考えてございます。ただ、まだそこら辺はまとまっていませんので、次回もお示しできないかなと思いますが、最終的なところではコラムも載せたものをお示したいと思います。

あと、一番最後に用語の解説を載せる予定ではおります。

以上です。

#### ○山本委員長

第3期まではね、コラムという形だったんだけど、何でしょうかね。朝霞市の市民レベルでの今みたいな感じの、もうちょっと入り込んだ形にしたらどうですかね。駄目ですかね。別にこうしなさいというあれはないと思うんですよ。

あとは、今期からやはり社会福祉協議会の活動計画も一緒になっているので、私の勝手な要望なんですけれども、もう少し地域特性みたいなのを書き込んでもいいかなという気がするんです。

先ほどちょっと市の方とお話してたんですけど、私は埼玉県の住宅政策懇話会という、住宅政策を決める懇話会の方でも委員なんですけど、そこでこの間、これからのハイテクな都市というのは、埼玉にこんなありますよというのが出てて、そこで朝霞の積水化学の跡地の何とかシティっていうんですね。すごいのが出ているんですよ。それが、埼玉県の中でも有数のICTを使った都市づくりということで紹介されたんです。へえーと思って、すごいなと思ってたんですけども、ああいうところもあるんですよ。

そういう地域もあれば、古くから住んでいらっしゃって、地域でのつながりを少し保ちながら、さっき出たような、見守りというのをやっていらっしゃって、でも将来が少し高齢化してきたらどうかなと言われるようなところもあれば、その集合住宅が建っていて、なかなか人とのつながりがないよという、これからどうしようというところもあると思うんですよ。そういうところ、それぞれどうやってアプローチをかけていくのかというのは、それこそコミュニティソーシャルワーカーの仕事になっていくんだろうなというふうに思うんです。ですので、そういうことも少し盛り込めるといいかなと。

例えば、今回はあまり出なかったんですが、外国人の方ですよ。外国籍の方も朝霞にはいらっしやるんじゃないかなというふうなこともあったりすると、そこは関係ないということではなく

て、やっぱりその辺も地域特性の一つとしてはあるのではないかというふうに考えています。

ですので、是非地域の特性というのを、先ほど圏域というお話も出ましたので、少しでいいので書き込んでいただきたいというふうに思っています。

あともう一つ、私、もしかしたら書かれていたかもしれないんですけども、社会福祉法人同士のネットワーク、つまり社会福祉法人の公益的取組というのが言われていて、社会福祉法人というのは、社会福祉施設などを運営している団体なんですね。社協も社会福祉法人なんですけれども、社会福祉施設でありますよね、特養とか障害者の施設とか、そういうのを運営しているのが社会福祉法人というところなんですけれども、そういう社会福祉施設が1か所、社会福祉法人で高齢者や障害者の支援をしていますよ、じゃなくて、集まって、ネットワークを組んで何か新しいことをしてくださいというのが今、法律の中で決められているんですね。ですので、そこら辺も市から持てるももっといいんじゃないかなというふうに今思っているところで、なかなかほかの自治体でもうまくやっているというところは少ないんですけども、ここら辺も今大きな課題になっているんですね。ですので、その辺も朝霞の中の社会福祉法人、どうネットワークを組んで、何かやっていくのかということこれから盛り込めれば、人材とかですね、力になりますので、いいのではないかなというふうに思いました。

あと、私が考えてきたことは皆さんが言うてくださったので、そんなところですよ。

さて、時間が少しになりましたので、まとめたいと思います。

このホワイトボードに青で書いたところがですね、皆さんから、もう少し考えた方がいいんじゃないかというところですよ。全部書いてくださいということはできないかもしれないけど。

まず、一番おっしゃったのは、市民が主体でということがあるので、どこかやはりこれだけじゃなくて、さっき私が言った三つのレベルの市民のレベルです。支え合いのレベルで今までどういうことができていて、そしてこの地域福祉計画や地域福祉活動計画にどう関われるのか、関わるのかということが、もう少し書ければいいなということです。

例えばそれはどういうふうにするのかというと、今この場で出てきました家庭教育学級とか市民企画講座というものが何を成し遂げてきたのか。その歴史的な意味みたいなもの。それから、まだこれからということではありますが、地域を歩いてみようという提案が第2層協議体の方で出ていて、これからそれをやっていくという、その意味ですね。そういうことが一つ大きなセクションとして書き込まれればいいなというふうに思います。

それから、地域のつながりを作るという、これはずっと書き込まれていることではあるんですけども、ずっとこれまでですね、CSWの話が出ていたけれども、もう1回設置を検討ということで収まっているんだけど、実際には担当制のワーカーを置いておられて、生活支援コーディネ

ーターとの協働で地域のつながりを作っていくということが既に行われているから、そのことをもう少し前向きに表現した方がいいのではないかというようなことが書かれていました。

それから、皆さんがたくさんおっしゃったのは、この権利擁護に関する総合相談体制を作るということですね。権利擁護って、成年後見とかいろいろなものも含めてですけども、その辺がこれから非常に大きな課題になってくるだろうということがありました。

それから、サロンというのもありましたけれども、居場所作りというのをね、この居場所作りって何となく、楽しいことをやってわーいというイメージがあるんですけど、そうじゃないんですよ。ものすごい拠点で、そこは問題解決の場でもあるし、地域を作っていく場でもあるし、非常に大きな役割があるというふうに私は思ってますので、生活支援コーディネーターとこの居場所作りというのは非常に繋がってくると思うんですけど、このことも、もう少し積極的に前向きに書いた方がいいのではないかという御意見がありました。

それから、アウトリーチですね。総合相談窓口と関わりますけれども、制度の狭間にある人などを落とさないというような積極的なアプローチが必要であろうかというふうに思います。これもちょっと居場所作りと関わるなと私は思います。

それから、防災の体制作りですね。これも書いてはもちろんあるんですけども、やっぱり市民としてどういうふうにしていくかという、このところとの関連をもうちょっと書きたいとか、しっかりと書きこんでいきたいというような御意見がありました。

それから、ここはですね、個別支援のところ、一人一人の生活を支援する地域づくりという。一人一人を支援するのは非常にいろいろなことが必要なんだということを認識して、どういう地域を作っていくかというのを今一度考えていきたい。それがさっき出てきた三つのレベルだろうというふうに思いますのでね。

それから、最後にですね、分かりやすさの工夫ということが必要だと。我々はずっと読んでいるから、何となく分かるけど、本当に皆さんが見ていただいて、うわっというのは読んでいただけないので、ではどうしていくのか。これはこれであるんだったら。別のものをどうしていくのかということをごきちんとしていく必要はあるということです。

これは、丸山委員がおっしゃったんですよね。分かりやすさの工夫で。どこかほかのところこういうの作っていますとかあります。

#### ○丸山委員

本編以外に、一般市民向けのいわゆる概要版を作るときに、すごく分かりやすい言葉にしたり、あとは知的障害を持つ人のために言葉を言い換えて、ルビを振って作っているところは、幾つかあります。それはしかも、行政が作るのではなくて、本編を作ったあとに、市民とか障害を持つ人が

一緒に作るというのが結構ポピュラーな形でやっているの、そのときに結構、障害を持つ人とか外国人とか、若い人とか、勉強にもなるので、とても好評だったりします。

○山本委員長

そうですね。それは面白いですよ。それやりたいな。高校生たちと一緒に作るの、いろいろなことを考えてもいいんじゃないかなと思います。ちょっと、アイデアとして提案出します。

ということなんですけれども、もう一度言いますけれども、私としては、今の現状がどこまで行っているかというレベルと、それから市民が何をできるかということ、もう少し全体的に盛り込んでいく必要があるかなというふうに思います。それが一番大きいところです。

それからですね、最後の方向性の16で、「住まいの確保等への支援」というところなんですけど、これがですね、今、埼玉県では、居住支援協議会というのを設けているのは1か所しかないんですね。全国的には、居住支援協議会という生活困窮等の方々ですね、住まいを確保するというの、国が音頭を取っていますが、なかなか設置はしていません。やっているのは、大阪府と東京都ぐらいなもので、各市町村レベルですよ。なかなか進んではいないんですけれども、老朽化した民間賃貸住宅などは、どんどん建て壊しになっていて、住まいを追われるという高齢者の方も多し、精神障害の方はなかなか借りにくいという事態が大きいですよ。そのときに、ここにですね、何が今ほかの自治体でよく言われているかという、不動産屋とか大家さんにいかに御理解をいただくかということを進めています。もちろん、公的な住宅を確保して維持していくことも大事なんですけども、そういう啓発ですよ。民間の事業者さんたちへの啓発、もちろん市民も含めてなんですけれども。そういうことが必要になってくると思っています。

ですので、できればそれを一言書き込んでいただければいいかなと思っています。

今、東京の各市、区ではですね、そういうセミナーをどんどんやってきています。私も12月に1個あるし、板橋で11月にあったりとか、セミナーをどんどん本当にやっているんですよ。ですので、こちらの方でもそういうことができればなというふうに思っています。

いかがでしょうか。そんな感じですけども。よろしいでしょうかね。

ありがとうございました。

失礼しました。どうぞ、横田委員。

○横田委員

今の住宅の、住まいのことなんですけれども。現状の話をおっしゃると、今、高齢のお母さんと、精神障害を持ったと思われる娘さんが住んでいるアパートがあります。お母さんについては後見人が付いていますが、お母さんがもう87歳で、お母さんが亡くなったら後見人の仕事もなくなります。そうすると、娘さんはどうしたらいいかということで、大家さんから

は、お母さんが亡くなったらすぐ退居と言われて、そのアパートはすぐ壊しますと言われていま  
す。今、市の生活援護課とは連携を取っていますけれども、現状維持というところで、お母さんが  
よっぽど大きな手術に入るとか、亡くなるとかということが起きた場合にどうするかというこ  
とを、今私も課題として突きつけられているところなんですけれども、その辺が、実際にあるお話を  
ちょっとさせていただいたところです。

本当に、大家さんも不動産屋さんも、不動産屋さんは慣例、大家さんがおっしゃるとおりに対応  
するようになっていきますので、そのときには何とか市の方と相談してくださいよと言われてい  
るんですけれども、なかなか娘さんと面会ができないので、市の方も困っています。

だから、本当に正にその問題が今突きつけられているような感じで大変困っていますけれども、  
どうしたらいいのかなということも、これから継続して考えていかなければならないと思ってい  
ます。

#### ○山本委員長

ありがとうございます。

やはり、朝霞市でもそういう問題はおありなんだなというふうに思いました。

自治体によってはどうか、居住支援協議会によっては専門家集団を作っているところがある  
ですよ。司法書士、弁護士、ソーシャルワーカー、包括、それから不動産屋さんも含めてグルー  
プを作っていて、何かそういう問題があったらぱっとそこが対応するというふうな感じでやっ  
ている。岡山とかね、結構そういうのを進めていたりします。福岡なんかでもそういうのを進  
めて、やっぱり早いところはそういうプラットフォームというふうに呼んだりしますけれども、  
そういうものを作っているわけですね。

ですので、朝霞はもしかしたらそこまで問題ないのかもしれないけれども、これからは今のよ  
うな事例、8050、今から9060じゃないかというふうに言われているんですけど、というよ  
うな問題というのは出てくるんじゃないかなというふうに思っています。

ありがとうございます。

いかがですかね。これが言いたいとありますか。

どうぞ。

#### ○尾池委員

さっきのコラムのところに話が出たんですけれども、彩夏ちゃん見守り支援制度というのがあ  
ったんですけれども、うちは団体で申し込んでいるので、ステッカーが雨風にすごくさらされた  
ので取っちゃったんですね。それで新しいのをもらいに行ったら、もうありませんということ  
だったんです。ということは、制度そのものも形骸化してしまっているんで、これで見  
ていくと、協議体の

関わった団体数が幾つになって増えていくとかね、そういうのがあって、それが市の目標。そして、社協の取組が既存の団体の支援をする、社協の仕事になっているんですけども、政策企画課がやはり同じように協働の事業を進めていくのに市民の育成を取り組んでいくというようになっていくんですけども、庁内での連携と、それからもちろん社協と。それで今、市の長寿関係も新しい制度がどんどんできていくとそれだけを追い掛けていくのに忙しくて、それが全部次のフォローを社協にというと、社協が大変だと思いますので、是非庁内の横の連絡と、さっき市がどう取り組んできたかというものに、せっかくコラムに載せてあるから、その制度、どんなふうに活用されて、さっき坂本委員が言われたように、地域の見守り、個別支援の中に地域の見守りやなんかはすごく、虐待も含めて大切なので、その辺が形骸化された事業とか、社協との連携とかも是非。

既存の団体は既存の団体なりに相当努力して維持をしてきているので、新しいものでなくても既存の団体の支援というものにすごく力を入れていただければと思っています。

○山本委員長

ありがとうございます。

やっぱりこれまで積み重ねてきたものというのはあるので、そこをやっぱり評価して見直して、それを続けるのか、新しいものにしていくのかというのは、振り返りながらやりたいなというふうに思いますね。

ありがとうございます。

◎3 議題 (2) その他

○山本委員長

それでは、議題(2)のその他、お願いいたします。

○事務局・下川主事

皆様、本日はありがとうございました。

次回の推進委員会について御連絡です。

既に開催通知の方を送付させていただきましたが、11月6日の午前10時から、会場はまたこちらの201会議室で開催いたします。

本日は、計画書の第4章に当たる部分を御議論いただきましたが、今回は、その前段部分に当たります第1章から第3章までをお示ししたいと考えております。期間が短く、大変恐縮なのですが、どうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員長

ありがとうございました。

うれしいことに、来週も皆さんとお会いできるという状況でございます。

お忙しいところ大変恐縮ですけれども。今度は第1から第3ということですのでね、御検討をいただきたいと。まだ行ってないんですよ、資料はね。では、短い期間で恐縮ですけれども、またお目通しただければと思います。

では、今日は本当に活発な御議論をいただきまして大変ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

では、来週またお会いいたしましょう。ありがとうございました。